

埼労発基0202第12号
令和6年2月2日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部改正する件」について

標記について、令和6年1月31日付け基発0131第1号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。